

不利益処分に関する処分基準 個票

教育委員会事務局 文化課

不利益処分の内容	下野国庁跡資料館入館の制限
根拠法令等及び条項	下野国庁跡資料館条例第4条
	根拠条項 下野国庁跡資料館条例第4条
	参考事項
設定等年月日	平成22年3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
処分基準	<p>【 基 準 】</p> <p>1 入館の制限（下野国庁跡資料館条例第4条）</p> <p>栃木市教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、その入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1) 展示品、保管物、施設及び設備を汚損し、又はき損するおそれがあると認められる者</p> <p>(2) 風紀を害し、又は秩序を乱すおそれがあると認められる者</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、管理上支障があると認められる者</p>